

令和2年度～令和3年度 来館意欲醸成映像の制作業務委託仕様書

1 背景・目的

- ・新型コロナの感染拡大に伴い、外出自粛の流れが続き、気軽に文化施設に立ち寄る機会が減っている中で、WEB配信等での映像コンテンツによる疑似鑑賞体験を通じ、新型コロナの感染収束後も、訪問先として選ばれる文化施設となるため、来館意欲を醸成する。
- ・今まで以上に「どのような施設なのか」「静岡県富士山世界遺産センターではどのようなことができるのか」などを来館予定者が具体的にイメージできるようなプロモーション映像をHP等で公開し、来館意欲を醸成・促進する。

2 委託期間

契約日から令和4年3月31日まで

3 委託内容

旅行者向けの来館意欲醸成映像の企画、制作

(1) 業務内容

旅行者向け来館意欲醸成映像の企画、制作を行う。また、動画共有サイト用サムネイル画像も制作する。

①ターゲット

個人旅行者、家族旅行者を主なターゲットとする。(外国人旅行者含む)

②想定される活用シーン

ア 静岡県富士山世界遺産センター公式ホームページ(以下、「公式HP」という。)、県が展開するYouTube、Facebook、TwitterのほかWEB配信等での公開

イ 国内、海外における観光セミナー、観光商談会、イベント等の場での放映

ウ 館内掲示のデジタルサイネージ等

エ その他、提案内容による

(2) 制作内容

- ・次のアに示す映像を企画、制作すること。制作する映像は、見る者の興味を引きつけ、分かりやすい仕組み及び構成とし、共通性・統一性のあるものとする。詳細は下記のとおり。
- ・静岡県富士山世界遺産センターの、常設展、企画展、調査研究の魅力を伝える短編映像を1本以上、企画、制作すること。
- ・さらに、主な見どころを紹介するPR短編映像を1本以上企画、制作すること。
- ・各映像の構成は甲と協議し決定すること。
- ・映像はテレビ放送でも耐えうる画質・音質・企画で撮影、納品すること。

ア 映像種類

内 容	常設展・企画展・調査研究	ショートPR用
時 間	5分程度/本	1分程度/本
概 要	・常設展の展示ごとの見どころを紹介すること ・センターの企画展、調査研究の特色が伝わる内容とすること	センターの主な見どころを紹介するPR短編映像

イ 現状参考 URL

(日本語版公式HP) <https://mtfuji-whc.jp>

(英語語版公式HP) <https://mtfuji-whc.jp/en/>

(3) 提出物

動画データ (MP4形式、解像度はフルHD)

動画共有サイト用サムネイル画像 (動画ごと3枚ずつ) (JPG、GIF、PNGのいずれか)

DVDディスク1枚

アニメーション等の作図データ (AI、JPG等)

(4) その他

- ・委託業務の実施細目は次のとおりとし、その費用の全ては委託料に含まれる。

4 実施細目

(1) 事前打合せ

本委託業務を円滑かつ効果的に実施するため、スケジュールの確認、シナリオ・コンテの作成等、委託業務全般について十分な打合せを、乙の実施責任者及び制作担当者同席のもと行うこと。

(2) 構成台本の作成

県の指定した内容をもとに、映像の構成案を作成し提出すること。

(3) 取材・撮影制作・編集

- ・映像効果や、音響効果を踏まえ、撮影・録音・編集・MAを実施すること。
- ・事前取材（ロケハン）、撮影にあたっては、関係者との調整を十分に行うこと。
- ・制作に必要な、静岡県富士山世界遺産センター内または外構での撮影にあたっては、甲に計画書を提出し、了解を得ること。
- ・人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。撮影に際し、使用料・出演料・謝金などの費用が発生する場合は、乙の負担とする。

(4) 編集

- ・動画中、言語を使用する場合は、2カ国語（日本語、英語）以上でそれぞれ制作すること。
- ・音源は、視聴者の訪問動機を喚起するよう、映像に合わせたBGMを選択し、挿入すること。BGMはフリー音源の無期限使用のものとし、選曲、編集すること。
- ・タイトル、キャプション、BGM挿入にあたっては、素材を活かすため最小限にとどめ、可能な限り映像のみでイメージできるものとする。

(5) 納品前のプレビュー確認

納品前に、事前に甲による複数回数の内容確認及び修正指示の機会を設けること。承認が得られない場合は、再撮影等を含めた対応や体制も想定すること。

(6) 映像データの納品（令和4年3月31日まで）

映像データの最終確認完了後にDVDディスクで提出する。

5 成果の帰属及び秘密保持等

(1) 成果の帰属及び秘密保持

ア 委託業務の実施により、甲に引き渡された成果物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む）は、甲の乙に対する委託費がすべて支払われたとき、乙から甲へ移転するものとする。

イ 受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはいけない。

(2) 著作権等

ア 乙は、成果物に関する著作権人格権を行使しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた場合を除き、乙は、甲及び甲の指定する者に対して著作権人格権を行使しないものとする。

イ 第三者が権利を有している演出等の技術、映像の二次利用を含め、次の事項が可能となるよう適切な権利処理を受注者において行う。また、二次利用した映像等の開示時間（分・秒）と使用時間の目録及びそれらの権利処理に当たって手続きした書類（写し）を提出すること（様式は任意）。

（ア） 県の判断により、自由に上映、貸出しや、WEB、SNS等に掲載可能とすること。

（イ） 県の判断により、短編動画や映像素材について、県、メディア、旅行会社等が自由に編集・加工すること。

ウ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。

6 その他

(1) 委託業務実施計画書の提出

受託者は、委託契約締結後速やかに委託業務実施計画書（様式第1号）を委託者に提出しなければならない。委託業務実施計画書を変更する場合は、事前に書面により委託者の承認を受け

ること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

受託者は、本業務が終了したときは、速やかに委託業務実績報告書（様式第2号）に納入品一式を添えて、甲に提出しなければならない。

(3) 諸法令の遵守

受託者は、諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図らなければならない。

(4) 定めのない事項

この要領に定めのない事項は、委託者及び受託者が協議の上、決定する。

(5) 様式

委託業務実施計画書（様式第1号）

委託業務実績報告書（様式第2号）

様式第1号（用紙 日本工業規格A4縦型）

令和 年 第 月 号 日

静岡県富士山世界遺産センター副館長 様

所在地
名 称
代表者

印

委託業務実施計画書

このことについて、下記の実施計画に基づき委託業務を実施します。

記

時期	業 務 内 容	備 考

令和 年 月 日
第 号

静岡県富士山世界遺産センター副館長 様

所在地
名称
代表者

印

委託業務実績報告書

このことについて、下記のとおり実施したので報告します。

記

時期	業務内容	備考

委託業務完了年月日

令和 年 月 日